

特定最低賃金の改正を求める申出書

1	非鉄金属製造業	1
2	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業	5
3	輸送用機械器具製造業	9
4	光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業	13
5	自動車小売業	17



令和6年 7月 19日

埼玉労働局 局長
片淵 仁文 殿

上尾市二ツ宮656-2
日本基幹産業労働組合連合会埼玉県本部
委員長 羽田野省三

さいたま市大宮区桜木町4-883
J A M 埼玉
会長 今井信博

行田市埼玉4125
全日本電線関連産業労働組合連合会埼玉地方協議会
議長 廣瀬裕

申 出 書

最低賃金法第15条第1項規定により、埼玉県非鉄金属製造業の最低賃金の改正の決定を求める申し出を行うことに合意し、下記の通り申し出致します。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

埼玉県の区域内で非鉄金属製造業（非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属素形材製造業、その他の非鉄金属製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者4,650名。

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

埼玉県の区域内で非鉄金属製造業（非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属素形材製造業、その他の非鉄金属製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務

3. 決定を申し出る最低賃金の件名

埼玉県非鉄金属製造業最低賃金

4. 申出の内容

上記3の基幹的労働者に適用される最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法

第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していること

6. 添付書類

- ①労働協約の写し
- ②申出合意書及び委任状
- ③埼玉県における非鉄金属製造業の労働者数の概数及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数
- ④所定労働時間数（賃金の最低額が月額のみで表示されている場合）

埼玉県における非鉄金属製造業（非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属素材形材製造業、その他の非鉄金属製造業を除く。以下同じ。）の労働者の概数及び合意の効力の及ぶ労働者又は、使用者の範囲

- 1. 埼玉県における非鉄金属製造業（非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属素材形材製造業、その他の非鉄金属製造業を除く。以下同じ。）の労働者の概数

令和6年事業所調査

適用労働者数
4,650人

- 2. 1のうち最低賃金の改正の決定を求める申し出に合意する労働者数

合意のケース	事業所数	適用労働者数
労使協定	7事業所	2,494人
合計	7事業所	2,494人

賃金の最低額の定めに関する労使間の協定、申し合わせ等の内訳

非鉄

	事業所名	組合名	月額金額	1日の所定 労働時間数	1ヶ月の所定 労働時間数	時間給	時間給 小数点切り上 げ	適用労働者	協定書
1			190,150	7.75	157.58	1206.66	1,207	359	○
2			200,000	8.00	160.67	1244.81	1,245	347	○
3			200,000	8.00	160.67	1244.81	1,245	317	○
4			182,000	8.00	161.33	1128.10	1,129	283	○
5			180,700	7.50	156.09	1157.67	1,158	450	○
6			188,000	7.75	157.58	1193.02	1,194	141	○
7			195,000	7.75	157.58	1237.44	1,238	597	○

賃金の最低額の定めに関する労使間の協定、申し合わせ等の適用労働者の内訳 非鉄

	事業所名	組合名	適用労働者数
1			359
2			347
3			317
4			283
5			450
6			141
7			597
合 計			2,494

県内適用労働者数	4,650	53.6%
1/3	1,550	



令和6年 7月 19日

埼玉労働局 局長
片淵 仁文 殿

さいたま市浦和区岸町7-5-19
全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会
埼玉地方協議会

議長 竹内 秀之

さいたま市大宮区桜木町4-883
J A M 埼玉

会長 今井 信博

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金の改正の決定を求める申し出を行うことに合意し、下記の通り申し出致します。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

埼玉県の区域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者36,580名。

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

埼玉県の区域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者は除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技術習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務

3. 決定を申し出る最低賃金の件名

埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

4. 申出の内容

上記3の基幹的労働者に適用される最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していること

6. 添付書類

- ①労働協約の写し
- ②申出合意書及び委任状
- ③埼玉県における電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業の労働者数の概数及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数
- ④所定労働時間数（賃金の最低額が月額のみで表示されている場合）

埼玉県における電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業の労働者の概数及び合意の効力の及ぶ労働者又は、使用者の範囲

1. 埼玉県における電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業の労働者の概数

令和5年事業所調査

適用労働者数
36,580人

2. 1のうち最低賃金の改正の決定を求める申し出に合意する労働者数

合意のケース	事業所数	適用労働者数
労使協定	29事業所	17,982人
合計	29事業所	17,982人

賃金の最低額の定めに関する労使間の協定、申し合わせ等の内訳

電機機械

	事業所名	組合名	月額金額	1日の所定 労働時間数	1ヶ月の所定 労働時間数	時間給	時間給 小数点切り上 げ	適用労働 者数	協定書
1			195,000	8.00	161.33	1,208.68	1,209	733	○
2			167,000	7.50	146.88	1,137.02	1,138	1,076	○
3			184,500	7.75	154.35	1,195.30	1,196	1,086	○
4			184,500	7.75	153.71	1,200.33	1,201	1,208	覚書
5			184,500	7.75	155.00	1,190.32	1,191	1,422	○
6			184,500	8.00	160.00	1,153.13	1,154	821	確認書
7			184,500	7.75	156.29	1,180.49	1,181	370	○
8			184,500	7.75	153.06	1,205.39	1,206	569	覚書
9			187,700	7.75	154.35	1,216.03	1,217	1,188	○
10			184,500	7.75	154.35	1,195.34	1,196	215	○
11			184,500	7.75	154.35	1,195.34	1,196	991	○
12			184,500	7.75	153.06	1,205.39	1,206	194	○
13			184,000	8.00	159.25	1,155.42	1,156	420	○
14			185,000	7.75	156.29	1,183.68	1,184	81	取極書
15			184,500	7.75	154.35	1,195.30	1,196	1,031	○
16			185,500	7.75	157.04	1,181.22	1,182	360	○
17			184,500	7.75	155.00	1,190.32	1,191	439	○
18			184,500	7.90	158.29	1,165.57	1,166	688	○
19			188,000	7.75	155.00	1,212.90	1,213	68	○
20			184,500	7.50	150.00	1,230.00	1,230	1,066	覚書
21			184,500	7.75	156.29	1,180.49	1,181	605	○
22			187,100	7.75	155.00	1,207.10	1,208	214	覚書
23			180,700	7.58	156.09	1,157.67	1,158	458	○
24			203,220	7.83	156.02	1,302.55	1,302	177	○
25			184,500	7.75	154.35	1,195.30	1,196	122	○
26			174,375	7.75	155.00	1,125.00	1,125	391	覚書
27			195,000	7.75	152.42	1,279.39	1,284	810	○
28			210,000	7.75	154.42	1,359.96	1,360	127	○
29			184,500	7.75	153.71	1,200.33	1,201	1,052	○

賃金の最低額の定めに関する労使間の協定、申し合わせ等の適用労働者の内訳 電気機械

	事業所名	組合名	適用労働者数
1			733
2			1076
3			1086
4			1208
5			1422
6			821
7			370
8			569
9			1188
10			215
11			991
12			194
13			420
14			81
15			1031
16			360
17			439
18			688
19			68
20			1066
21			605
22			214
23			458
24			177
25			122
26			391
27			810
28			127
29			1052
	合 計		17,982

県内適用労働者数
1/3

36,580
12,194



令和6年 7月 19日

埼玉労働局 局長
片淵 仁文 殿

上尾市1-1
全日本自動車産業労働組合総連合会埼玉地方協議会
議長 高橋 克彦

さいたま市大宮区桜木町4-883
J A M 埼玉
会長 今井 信博

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、埼玉県輸送用機械器具製造業の最低賃金の改正の決定を求める申し出を行うことに合意し、下記の通り申し出致します。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

埼玉県の区域内で輸送用機械器具製造業（産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業（自動車・同部分品製造業を除く。）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ）又は純粋特株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が輸送用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者38,190名。

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

埼玉県の区域内で輸送用機械器具製造業（産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業（自動車・同部分品製造業を除く。）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ）又は純粋特株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が輸送用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者。たし、次に掲げる者は除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 手作業による包装・袋詰め・箱詰め又は運搬の業務

3. 決定を申し出る最低賃金の件名

埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金

4. 申出の内容

上記3の基幹的労働者に適用される最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していること

6. 添付書類

- ①労働協約の写し
- ②申出合意書及び委任状
- ③埼玉県における輸送用機械器具製造業の労働者数の概数及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数
- ④所定労働時間数（賃金の最低額が月額のみで表示されている場合）

埼玉県における輸送用機械器具製造業の労働者の概数
及び合意の効力の及ぶ労働者又は、使用者の範囲

1. 埼玉県における輸送用機械器具製造業の労働者の概数

令和5年事業所調査

適用労働者数
38,190人

2. 1のうち最低賃金の改正の決定を求める申し出に合意する労働者数

合意のケース	事業所数	適用労働者数
労使協定	23事業所	20,234人
合計	23事業所	20,234人

賃金の最低額の定めに関する労使間の協定、申し合わせ等の内訳

輸送用

	事業所名	組合名	月額金額	1日の所定 労働時間数	1ヶ月の所定 労働時間数	時間給	時間給 小数点切り上げ	適用労働者数	協定書
1			203,310	8.00	162.67	1,249.86	1,250	3,939	○
2			179,700	8.00	162.67	1,104.71	1,105	516	○
3			205,000	8.00	162.67	1,260.25	1,261	1,808	○
4			194,400	8.00	162.00	1,200.00	1,200	1,854	○
5			184,880	7.83	159.93	1,156.00	1,156	264	○
6			194,400	8.00	162.00	1,200.00	1,200	170	○
7			179,747	8.00	162.67	1,105.00	1,105	267	○
8			180,000	8.00	162.67	1,106.56	1,107	1,115	○
9			180,000	7.67	161.89	1,111.87	1,112	810	○
10			187,700	8.00	162.67	1,153.89	1,154	274	○
11			187,700	8.00	162.67	1,153.89	1,154	96	○
12			174,000	7.67	155.89	1,116.18	1,117	185	○
13			185,560	8.00	162.67	1,140.74	1,141	363	○
14			203,310	8.00	162.67	1,249.86	1,250	5,268	○
15			180,000	8.00	162.67	1,106.56	1,107	117	○
16			187,555	8.00	162.67	1,153.00	1,153	771	○
17			185,410	8.00	162.67	1,139.82	1,140	1,044	○
18			180,000	8.00	162.67	1,106.56	1,107	240	○
19			196,800	8.00	162.67	1,209.84	1,210	102	○
20			187,900	8.00	162.67	1,155.12	1,156	270	○
21			182,200	8.00	164.00	1,107.00	1,107	150	○
22			180,000	8.00	163.33	1,102.04	1,103	14	覚書
23			185,000	8.00	162.67	1,137.30	1,138	597	○

	事業所名	組合名	適用労働者数
1			3,939
2			516
3			1,808
4			1,854
5			264
6			170
7			267
8			1,115
9			810
10			274
11			96
12			185
13			363
14			5,268
15			117
16			771
17			1,044
18			240
19			102
20			270
21			150
22			14
23			597
	計		20,234

適用労働者数

38,190

1/3

12,730



令和6年 7月 19日

埼玉労働局 局長
片淵 仁文 殿

さいたま市大宮区桜木町4-883
J A M 埼玉

会長 今井信博

さいたま市北区植竹町1-324
日本化学エネルギー産業労働組合連合会埼玉地方連絡会
議長 小池弘之

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業の最低賃金の改正の決定を求める申し出を行うことに合意し、下記の通り申し出致します。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

埼玉県の区域内で光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、これらの産業において管理、補助経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が光学機械器具・レンズ製造業又は時計・同部分品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者3,400名。

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

埼玉県の区域内で光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、これらの産業において管理、補助経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が光学機械器具・レンズ製造業又は時計・同部分品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者。但し、次に掲げる者は除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務

3. 決定を申し出る最低賃金の件名

埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金

4. 申出の内容

上記3の基幹的労働者に適用される最低賃金の改定の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していること。

6. 添付書類

- ①労働協約の写し
- ②賃金の最低額に関する労使協定の写し、申し合わせ等（労働協約以外で書面によるもの）の写し
- ③それぞれの合意の効力の及ぶ労働者又は、使用者の範囲とその数及び当該地域内の同種の労働者の概数を記した書面
- ④所定労働時間数（賃金の最低額が月額のみで表示されている場合）

埼玉県における光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業の労働者の概数及び合意の効力の及ぶ労働者又は、使用者の範囲

1. 埼玉県における光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業の事業所数と労働者の概数

令和6年事業所調査

適用労働者数
3,400人

2. 1のうち最低賃金の改正の決定を求める申し出に合意する労働者数

合意のケース	事業所数	適用労働者数
労使協定	4事業所	1,738人
合計	4事業所	1,738人

賃金の最低額の定めに関する労使間の協定、申し合わせ等の内訳

光学 光学機械

	事業所名	組合名	月額金額	1日の所定 労働時間数	1ヶ月の所定 労働時間数	時間給	時間額 小数点以下切り上 げ	雇用労働者数	協定書
1			173,200	7.67	153.33	1129.57	1,130	343	○
2			195,000	8.00	161.33	1208.68	1,209	306	○
3			195,000	8.00	161.33	1208.68	1,209	110	○
4			186,000	8.00	158.00	1177.22	1,070	979	○

	事業所名	組合名	適用労働者数
1			343
2			306
3			110
4			979
	合 計		1,738

県内適用労働者数 3,400

1/3 1,133



令和6年 7月 19日

埼玉労働局 局長
片淵 仁文 殿

上尾市1-1
全日本自動車産業労働組合総連合会埼玉地方協議会
議長 高橋 克彦

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、埼玉県自動車小売業の最低賃金の改正の決定を求める申し出を行うことに合意し、下記の通り申し出致します。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

埼玉県の区域内で自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自動車を含む）を除く。以下同じ）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋特株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者21,250名。

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

埼玉県の区域内で自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自動車を含む）を除く。以下同じ）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋特株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者は除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

3. 決定を申し出る最低賃金の件名

埼玉県自動車小売業最低賃金

4. 申出の内容

上記3の基幹的労働者に適用される最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5. 申出の理由

申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金の決定を求めるものである。

6. 添付書類

- ①労働協約の写し
- ②賃金の最低額に関する労使協定の写し、申し合わせ等（労働協約以外で書面によるもの）の写し
- ③機関決定の写し
- ④申出代表者に対する委任状
- ⑤それぞれの合意の効力の及ぶ労働者又は使用者の範囲とその数及び当該地域内の同種の労働者の概数を記した書面
- ⑥賃金格差の存在を示す疎明資料

埼玉県における自動車小売業の
労働者の概数及び合意の効力の及ぶ労働者又は、使用者の範囲

1. 埼玉県における自動車小売業の事業所数と労働者の概数

令和6年事業所調査

適用労働者数
21,250人

2. 1のうち最低賃金の改正の決定を求める申し出に合意する労働者数

合意のケース	事業所数	適用労働者数
労使協定	9事業所	4,709人
機関決定	7事業所	2,563人
合計	16事業所	7,272人

①賃金の最低額の定めに関する労使間の協定、申し合わせ等の内訳

自動車小売

	事業所名	組合名	月額金額	1日の所定労働時間数	1ヶ月の所定労働時間数	時間額	時間給 小数点切り上げ	適用労働者数	協定書
1			180,000	7.83	160.58	1,120.91	1,121	1,171	○
2			177,000	7.75	157.58	1,123.22	1,124	561	○
3			189,300	7.50	154.38	1,262.00	1,262	611	○
4			215,100	8.00	163.33	1,318.00	1,318	47	○
5			201,400	8.00	163.33	1,233.00	1,233	1,113	○
6			180,000	7.50	157.50	1,142.86	1,143	248	○
7			181,300	7.83	161.89	1,119.90	1,120	634	○
8			194,100	7.50	161.88	1,199.07	1,200	280	○
9			173,000	7.50	158.75	1,089.76	1,090	44	○

4,709

②最低賃金を改定することが必要であるとの機関決定が行われている労働組合の労働時間

	機関決定を行った団体名	月額金額	1日の所定労働時間数	1ヶ月の所定労働時間数	時間額	時間給 小数点切り上げ	適用労働者
1			7.67	162.92			236
2			7.67	162.92			351
3			7.60	160.58			637
4			7.50	158.13			677
5			7.75	159.53			426
6			7.50	156.88			91
7			7.50	158.75			145

2,563

3. 2の合意する者の内容

自動車小売

イ. 賃金の最低額の定めに関する労使間の協定、申し合わせ等の適用労働者の内訳

	事業所名	組合名	適用労働者数
1			1,171
2			561
3			611
4			47
5			1,113
6			248
7			634
8			280
9			44
合 計			4,709

ロ. 最低賃金を改定することが必要であるとの機関決定が行われている労働組合の内訳

	機関決定を行った団体名	適用労働者数
1		236
2		351
3		637
4		677
5		426
6		91
7		145
合 計		2,563
総合計		7,272

県内適用労働者数
1/3

21,250
7,084